

平成28年度結婚新生活支援事業実施計画書（市町村分）

都道府県名 茨城県

市町村名	大子町
事業名	大子町結婚新生活支援事業
事業の趣旨・目的	経済的理由により結婚に不安を抱えている方に対して、低所得の新婚世帯の住居費及び引越費用を支援することにより、結婚に伴う経済的不安を解消し、結婚の希望を叶えるとともに、少子化対策を推進する。
地域の実情と課題	大子町は、茨城県の最北西部に位置し、町全域が過疎地域に指定された農山村である。平成5年には26,703人であった人口は、現在18,165人（平成29年1月1日現在）に減少し、高齢化率は40.95%と、県内の少子高齢化が進んでいる町である。 町では、少子化対策として、「日本一の子育て支援のまちづくり」に取り組んできた。具体的には、妊婦健康診査の無料化、妊婦から高等学校終了まで医療費無料化、保育所（園）保育料・幼稚園授業料の無料化、学校教材の無償給付、学校給食費半額・第3子以降の無料化、子育て支援住宅の整備、町営住宅の家賃軽減など全国に先駆けて取り組んできている。 しかしながら、立地的な悪条件から、学校を卒業した若者の流失が止まらず、年々結婚適齢期の若者が減少し、合わせて出生率も減少するという悪循環のもと、現在の状況に至っている。若者の減少によって、結婚のための出会いの場も少なくなっており、未婚化・晩婚化が顕在化している。20歳から49歳までの男子においては、2人に1人が未婚の状態である。 町としては、今まで取り組んできた子育て支援事業を有効に活用させるためにも、今不足している結婚活動支援に力を入れていきたいと考えている。 また、大子町は、住宅・土地統計調査（2013年）によると、世帯の年間収入が300万円未満の割合が50パーセントを超えている。一般的に、年収300万円未満で男性の既婚率が減少するとされており、経済的理由で結婚に踏み出せない若者への支援も必要であると考えている。
市町村における結婚支援の全体像及びその中での本事業の位置づけ	大子町第5次総合計画後期基本計画の結婚活動支援において「少子化の主たる要因となっている未婚化、晩婚化を解消するため、多様な結婚支援活動を推進する」を基本方針としている。 その中で3つの具体的施策を掲げているが、本事業を新たに4に位置付ける。 1 独身者に出会いの場を提供するため、町主催による催事の実施や民間団体が行う婚活パーティーを支援する。 2 独身者に対する結婚活動を支援するため、結婚相談員の育成や結婚相談センターの整備を図る。 3 成婚実績のある、いばらき出会いサポートセンターへの入会を促進する。 4 経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援する。
重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標	大子町においては、所得340万円未満の新婚世帯を18件と見込んでいる。より多くの新婚世帯に対して結婚に伴う経済的負担の軽減ができるよう、ホームページやチラシ等による広報、各種イベント等による周知などに努め、支給見込世帯数（18件）のうち83.3%（15件）に補助金を支給することを目的とする。
実施期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
所要見込額	3,240千円
事業内容	1 住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援 大子町結婚新生活支援事業 所要見込額 3,240千円 新規に婚姻した世帯（世帯の所得が340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う新規の住宅取得又は賃貸に係る経費に対する支援を行なう。 積算根拠：180千円×18件＝3,240千円 内訳 47件（平成27年の婚姻数）×1/2（大子町在住率）×0.77（年収500万円以下の世帯割合（平成25年住宅・土地統計調査））×24万円（補助上限額）×3/4補助率＝3,240千円 ※年収500万円以下の世帯を所得340万円未満と想定 2 引越費用に係る支援 大子町結婚新生活支援事業 所要見込額 3,240千円（再掲） 新規に婚姻した世帯（世帯の所得が340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う引越しに係る経費（引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費に対し支給するものに限る。）に対する支援を行なう。
その他必要事項	・所得要件について「所得制限なし」 ・補助上限額を72万円に引き上げ（24万円×3年）